

## 第10章 資 料 編

(1)	基本設計現地調査 調査団の編成 .....	227
(2)	インテリムレポート説明調査 調査団の編成 .....	227
(3)	ドラフトファイナルレポート説明調査 調査団の編成 .....	228
(4)	イラク国政府関係者リスト .....	229
(5)	類似施設調査 .....	231
(6)	測量・ボーリング調査データ .....	244
(7)	気象データ .....	249
(8)	イラク共和国労働、職業訓練公団所属訓練センターに おける業務規定（定款）公告1982年第2号 .....	250



(1) 基本設計現地調査 調査団の編成

(昭和59年7月27日～昭和59年8月29日)

団 長	小野 公夫	(財) 海外職業訓練協会
訓練計画 (空調)	更科 利夫	(財) 海外職業訓練協会
訓練計画 (自動車)	岩城 忠男	(財) 海外職業訓練協会
訓練計画 (エレベータ)	真光 敏男	(財) 海外職業訓練協会
訓練計画 (ラジオ, TV)	小林 亮三	(財) 海外職業訓練協会
建築計画・構造	川合 広樹	(株) 日建設計
建築設計	中村 光男	(株) 日建設計
設備計画	鈴木 光一	(株) 日建設計
積 算	馬場 正三	(株) 日建設計

アドバイザースタッフ

業務調整	八木純一郎	労働省職業能力開発局技能振興課
業務調整	村上 博	国際協力事業団社会開発協力部 開発調査第一課

(2) インテリムレポート説明調査 調査団の編成

(昭和59年10月12日～昭和59年10月22日)

調査団長	小野 公夫	(財) 海外職業訓練協会
建築計画・構造	川合 広樹	(株) 日建設計
積算	馬場 正三	(株) 日建設計
訓練計画	小林 亮三	(財) 海外職業訓練協会

アドバイザースタッフ

業務調整	八木純一郎	労働省 職業能力開発局技能振興課
業務調整	小松 秀樹	国際協力事業団 社会開発協力部 開発調査第一課

(3) ドラフトファイナルレポート提出調査 調査団の編成

(昭和59年11月30日～昭和59年12月10日)

調査団長	小野 公夫	(財) 海外職業訓練協会
建築計画・構造	川合 広樹	(株) 日 建 設 計
積 算	馬場 正三	(株) 日 建 設 計
訓練計画	小林 亮三	(財) 海外職業訓練協会

アドバイザースタッフ

八木純一郎	労働省 職業能力開発局技能振興課
村上 博	国際協力事業団 社会開発協力部開発調査第一課

(4) イラク国政府関係者リスト

1. F E R C : Foreign Economic Relations Committee  
Manager : Mr. Manaf Al-Danluji
2. S O B : State Organization of Buildings,  
Ministry of Housing and Construction  
Mr. Aziz Nour Kareem
3. V T C : Vocational Training Center  
Ministry of Labour and Social Affairs  
Director General : Mr. Jabir Hussain Daoud  
Mr. Abdul Aziz Hamid  
Mr. Ali Al-Hamdi
4. F T I : Foundation of Technical Institutes  
Ministry of Higher Education and Scientific Research  
President : Dr. Barak S Yehya  
: Dr. Fuad Al-Moner  
Manager : Mr. Ronald George White  
Mr. Saad Younis Jasim
5. N C E A C : National Center for Engineering and Architectural  
Consultancy  
Ministry of Housing and Construction  
Chief Architect : Mr. Nabil Thwainy  
Chief Structural Engineer : Mr. Al-Chalabi, Jwan  
Chief Mechanical Engineer : Mr. Husein Naji  
Chief Electrical Engineer : Mr. Hildmal A Bihnam  
Chief Plumbing Engineer : Mr. Hashim Y. Kaddouri
6. B M : Baghdad Municipality  
Dr. Sabah Al-Azzawi
7. E T I ( J I C A ) : Electric Training Institute  
Manager : Dr. Adnam Hakki Shehab  
Mr. Abdu Ghulam Hussein
8. V T C ( A L - K A R K ) : Vocational Training Center  
Director : Mr. Abdul Bakl Alkazaz
9. F T I ( Mosul ) : Foundation of Technical Institute  
Director : Mr. Akran Handoor
10. V T C ( Mosul ) : Vocational Training Center  
Director : Mr. Muhana Yehya Younis

11. A H I : Al Hial Industrial Co. SA.,  
Engineer: Ali Abdul Mahmoud  
: Samir Yousif
12. V T C (Waziriya) : Vocational Training Center  
Mr. Wple Abod  
Mr. Ahmad Taha  
Mr. Sawasn Aly
13. D W - I T C : Daudi Workshop - Iraqi Trade Company  
Mr. Sami Fargi Hamd  
Mr. Khalid Fayadh
14. N C C L : National Center Construction Laboratory  
Steel, Concrete Test Labo.
15. E O B : Establishment of Building
16. C S O : Central Statistical Organization
17. E U : Engineering Union
18. S R C : Scientific Research Center
19. Amanat Al Assima : Baghdad Municipality
20. S O E : State Organization of Electricity  
Electricity Power Supply Authority
21. P T T : Public Telephone and Telecommunications  
Telephone Supply Authority
22. A A A : Water Supply Authority
23. Baghdad Sewage Authority
24. Baghdad Firebrigade Authority

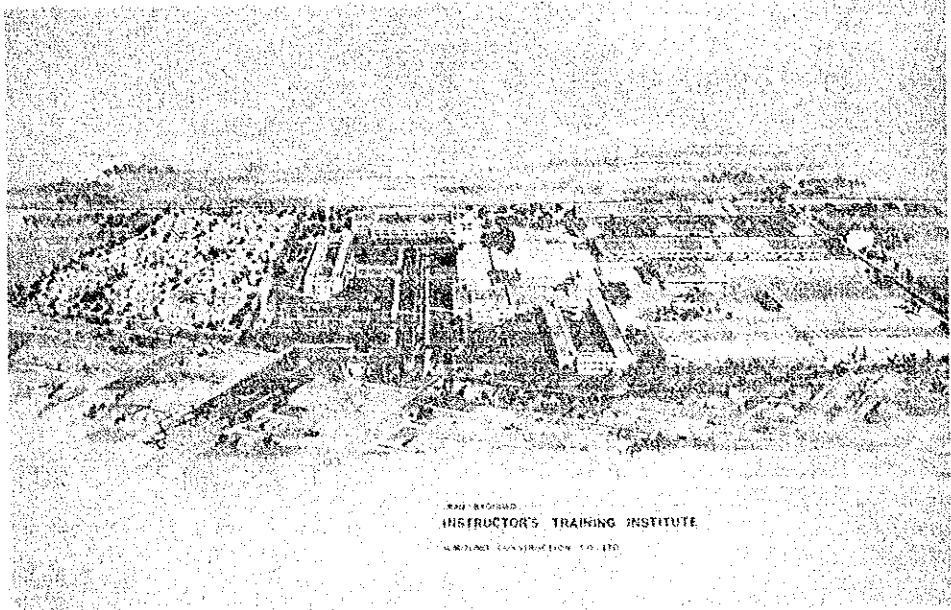
(5) 類似施設調査-1

施設名	電気職業訓練センター The Electrical Vocational Training Center
所属	工業省
所在地	Waziriya, Baghdad
実施訓練内容	発電 電気保守 機械保守 配電 サブステーション 送配電自動制御
定員	120人/年
入校資格	中学校卒業
その他	卒業生は全員工業省管下のSOE (State Organization of Electricity)に熟練工として就職する。(ただし5年間転職不可) 訓練生は授業料無料で1年生 18ID、2年生 22、25ID、3年生 30IDの支給を毎月受ける。 フランスの協力により開校。

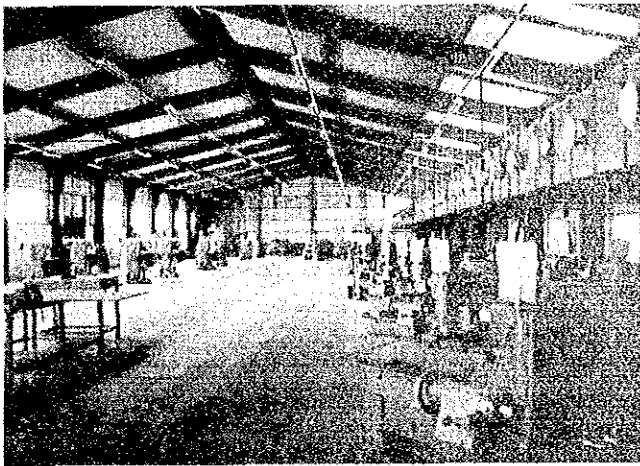
(5) 類似施設調査-2

施設名	インストラクタートレーニングセンター Technical Instructors Department/Institute of Technology/Foundation of Technical Institute
所属	高等教育省
所在地	Zafarania、Baghdad
実施訓練内容	Institute of Technology 機械（金属製造、冷凍空調、自動車、機械保守） 電気（電気ネットワーク、医療機器、電気工事、 電気機器） 測量（測量） 建築（製図、建設、ウォータープラント運転、水管理） 化学工業（化学工業） 技術指導員養成（機械、電子、電気機器、建築、自動車、 織物）
定員	5,000人（技術指導員養成コースのみで、1,800人）
教師数	200人
修業年限	2年間、卒業時Technical Diplomaを取得
入校資格	高等学校卒業生 （入学試験は実施せず、内申書、本人の希望などにより 判断する。）
カリキュラム	理論 30%、実技 70%
授業数	32～35時間/週
その他	訓練時間は、コース、時期により変動はあるものの 30～35時間/週とのこと。 日本の業者によって建設された。 広大な敷地に施設が点在している。 各棟間の距離が離れていて、教室と実習棟へ生徒の 移動に問題があると思われる。

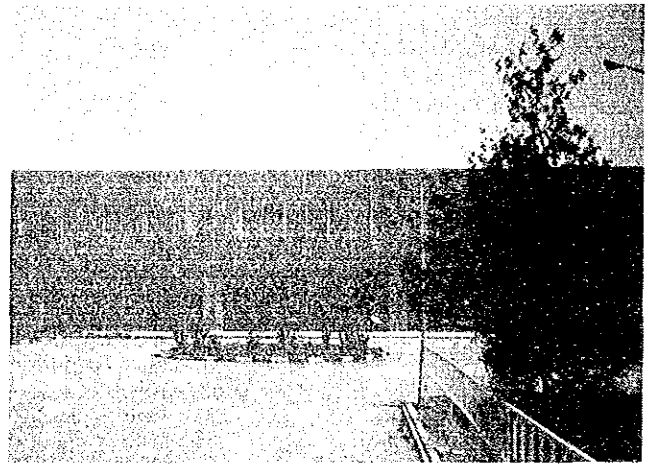




外 観 図



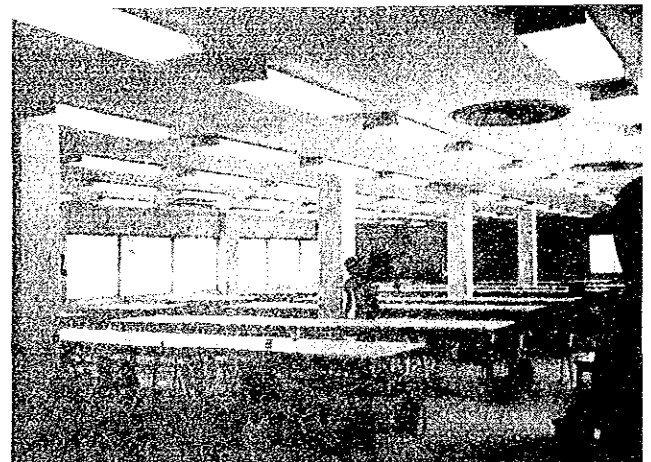
ワークショップ



教 室 棟



電 気 コース



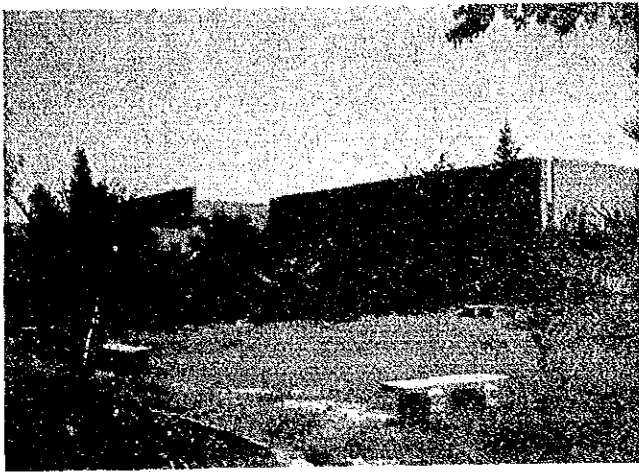
食 堂

(5) 類似施設調査-3

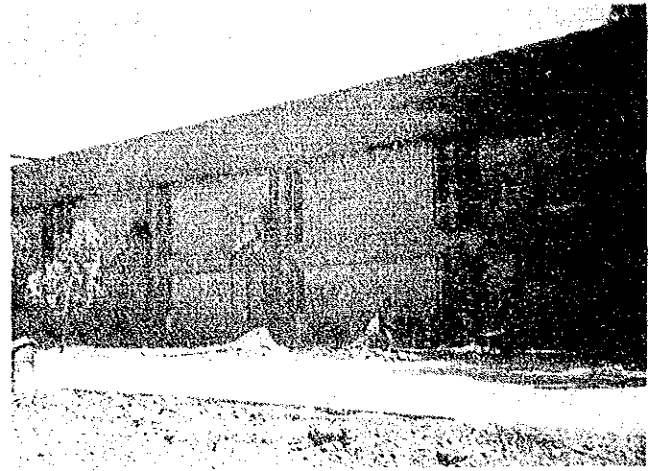
施設名	ワジリヤ職業訓練センター Wazirliya Vocational Training Center		
所在地	Wazirliya, Baghdad		
所属	労働・社会問題省		
設立	1974年		
生徒数	200名		
教師数	34名		
実施訓練内容	職種	訓練期間	定員
	ラジオ・テレビ	7.5ヵ月	20人
	冷凍空調	6	20
	電気工事	6	30
	衛生配管	6	15
	木工	6	20
	旋盤	6	20
	自動車整備	6	24
	自動車電気	4	12
	溶接	6	20
	フライス盤	6	20
	板金	6	20

各職種毎に訓練期間が異なるので、1コース修了後15日間のインターバルをとり次のコースへ移行する。

定員	上記の通り
入校資格	小学校卒業者で年齢15～50歳の者
その他	訓練期間中の授業料は無料、作業服も支給され、毎月30ID(24,000円)を支給される。 訓練は50分授業で午前8時から午後2時まで実施され3.5時間/週となる。 ILOによる援助を長期にわたって受けている。
教科	理論 25%、実技 75%
延床面積	18,000㎡
電話	10回線、内線100
電気設備	1,000kVA受電
発電機	400kVA×2



外 観



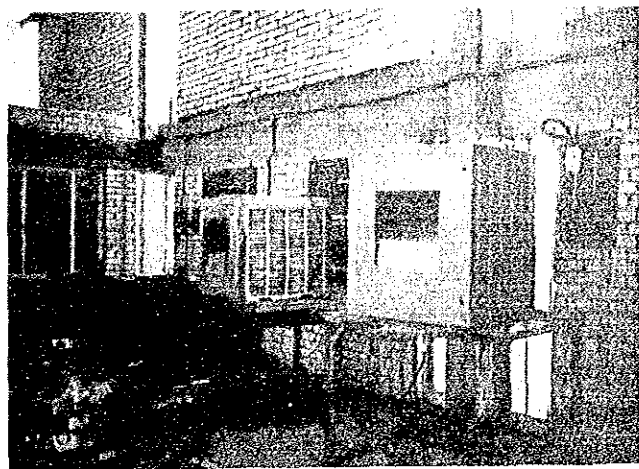
外 観



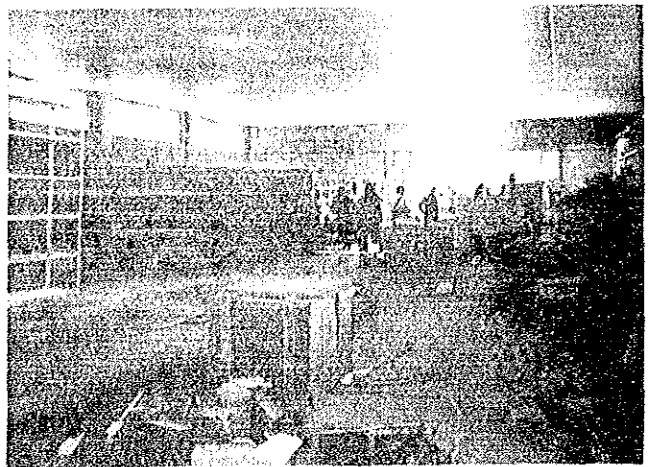
溶接コース



電気コース



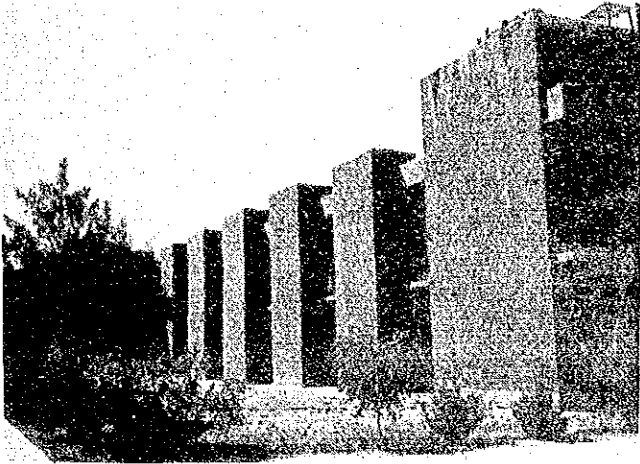
空調コース



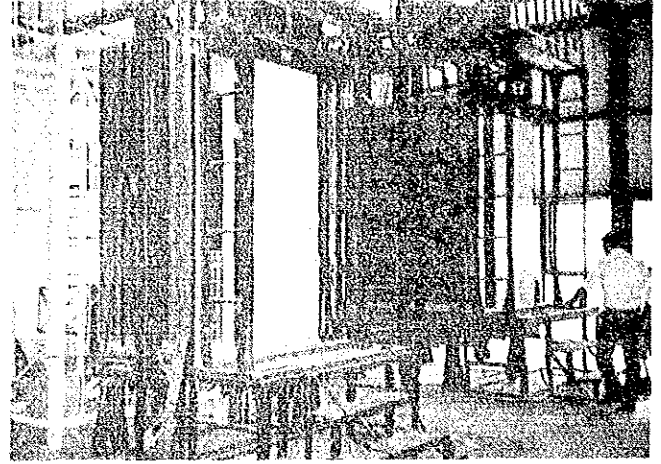
中央倉庫

(5) 類似施設調査 - 4

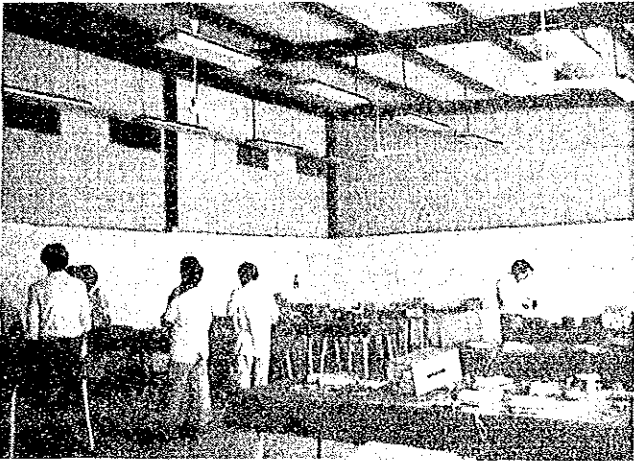
施設名	電気産業訓練センター (VTCEEI) - 日本の技術協力 実施中 Iraq Electrical & Electronics Training Center		
所在地	Zafarania、Baghdad		
所属	軽工業省		
実施訓練内容	職種	訓練期間	定員
	電子	3年	40人
	エレベータ	3年	24人
	冷凍空調	3年	24人
定員	各学年 88名、3学年合計 264人		
修業年限	3年		
入校資格	中学校卒業者に対し、9年間の成績を考慮して面接により選抜。		
敷地面積	145,000 m <sup>2</sup>		
延床面積	18,000 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート、鉄骨造		
完成	1979年		
教師数	16名		
その他	訓練期間中、30ID (24,000円) の手当が毎月支給される。 年間訓練時間は1,280時間		



外 観



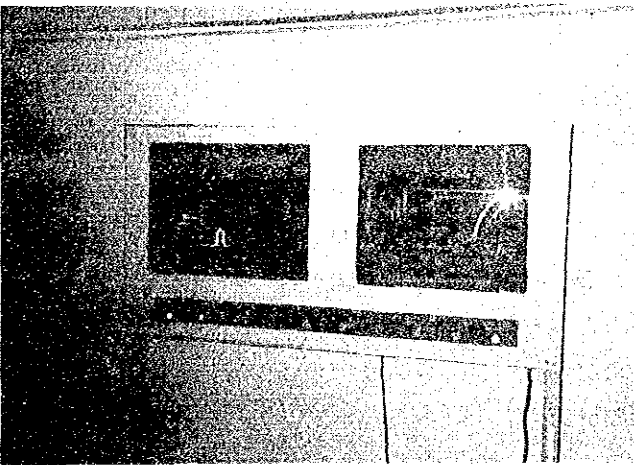
エレベーターコース



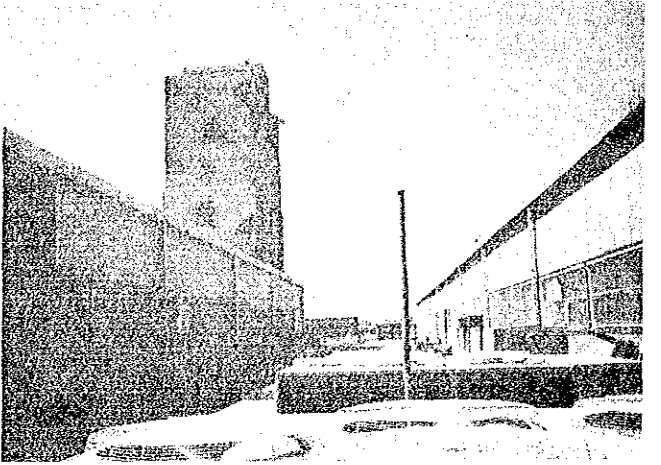
電気コース



空調コース



空調コース



空調コース

(5) 類似施設調査-5

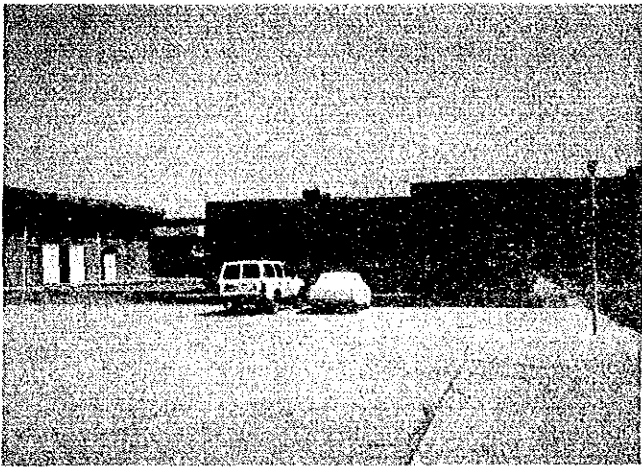
施設名	アルカーク職業訓練センター Al Karkh Vocational Training Center		
所在地	Al Karkh, Baghdad		
所属	労働・社会問題省		
設立	1983年		
実施訓練内容	職種	訓練期間	定員
	電気機器	6ヵ月	20人
	電気工事(配線)	6	20
	テレビ修理	7.5	20
	ラジオ・	6	20
	テープレコーダ修理		
定員	80人		
入校資格	小学校卒業者で年齢15~50歳の者		
教師	24名		
事務員	8名		
延面積	3,000㎡		
敷地面積	10,000㎡		
受電容量	630kVA		
発電機容量	250kVA		
電話	2回線		

その他 現在、2科の増設を準備中。

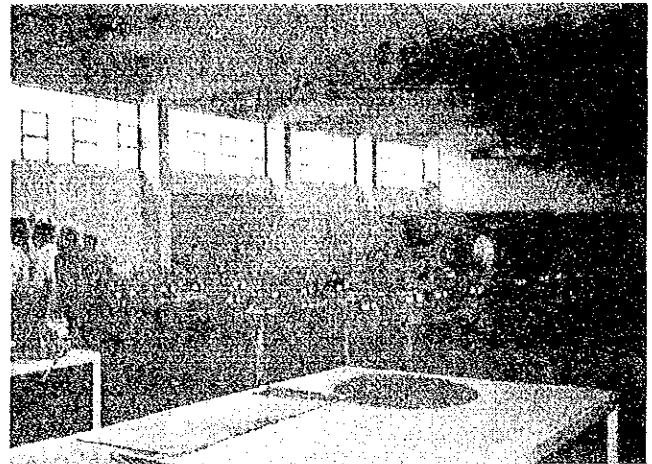
他の労働省所管訓練校と同様、授業料無料、作業服支給の上30ID(24,000円)の手当が毎月支給される。ここでは更に無料の通学バスまで準備されている。

訓練時間は1日6時限(ただし木曜日は5時限)で週35時間制をとっている。

コース修了後次のコースの受入までのインターバルは、15日間程度。



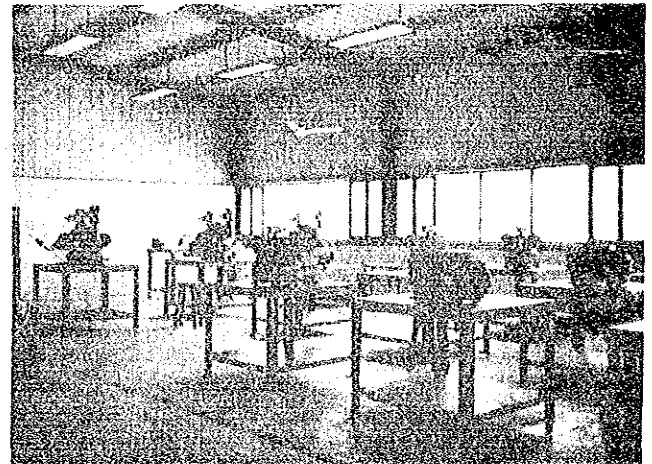
外 観



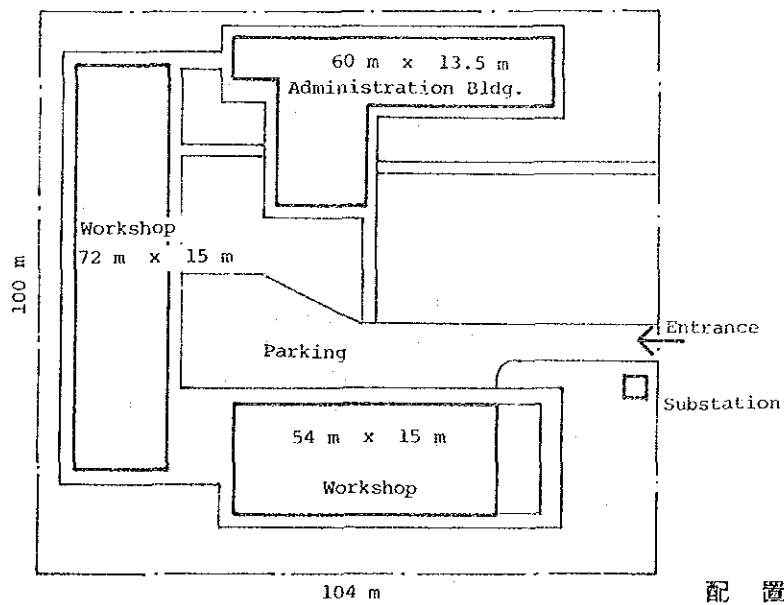
電気コース



学生用車輛



自動車コース

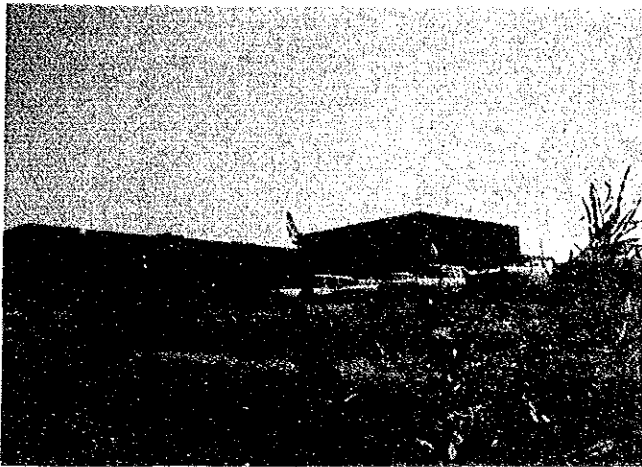


配 置 図

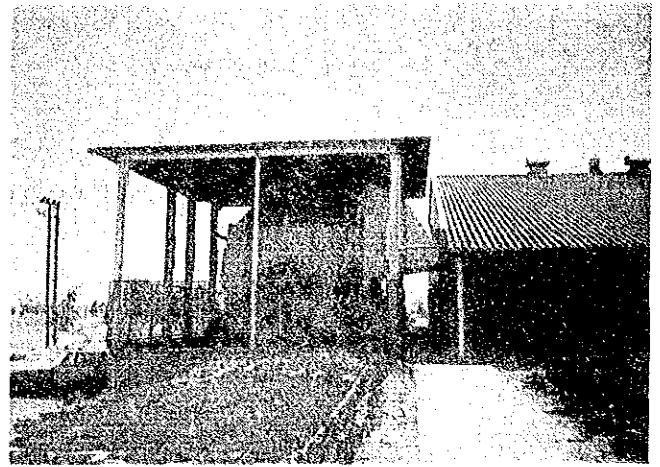
(5) 類似施設調査-6

施設名	モースル工業専門学校 Foundation of Technical Institute
設立	1980年
所属	高等教育省
所在地	Mosul
修業年限	2年間(卒業者の10%が大学へ進学)
実施訓練内容	電気(電気機器、電気工事) 建築(製図、測量、建設) 機械(金属成形、自動車、織物、冷凍空調) 化学(工業プラント運転) 医療技術(分析)
定員	3,500人
教師数	467人
学生寮	800名(男620名、女120名)
入校資格	高等学校卒業 (入学試験は実施せず内申書、本人の希望等により 選考)
受電設備	3,000kVA
その他	訓練時間は33時間/週で1学期を15週間とし、 2年間の訓練を実施する。 授業料は無料で30ID(24,000円)が毎月支給さ れる。

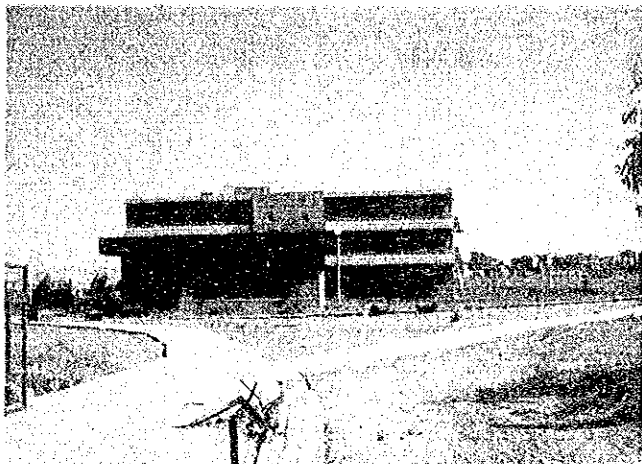




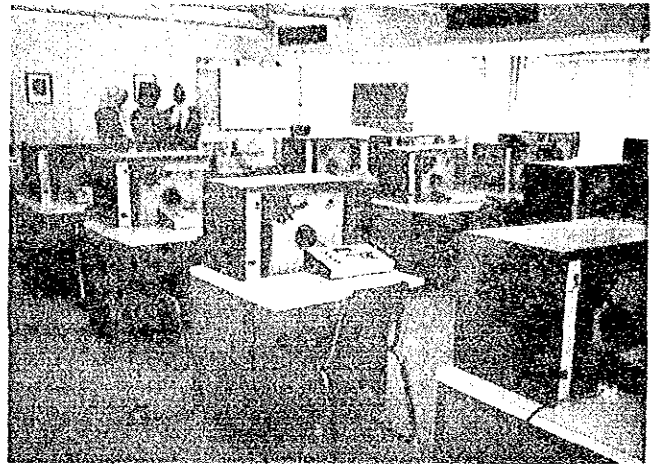
外 観



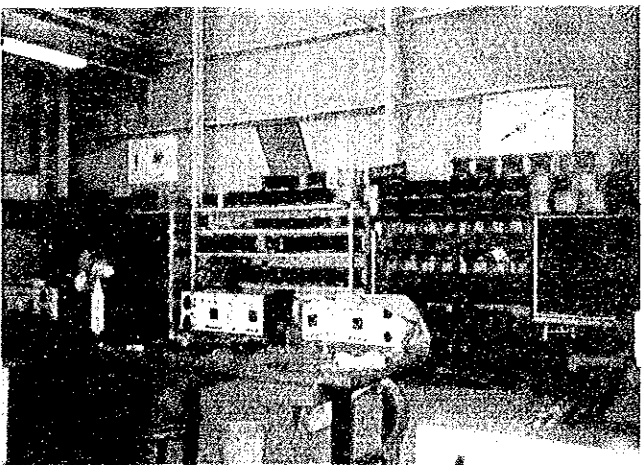
Evaporator



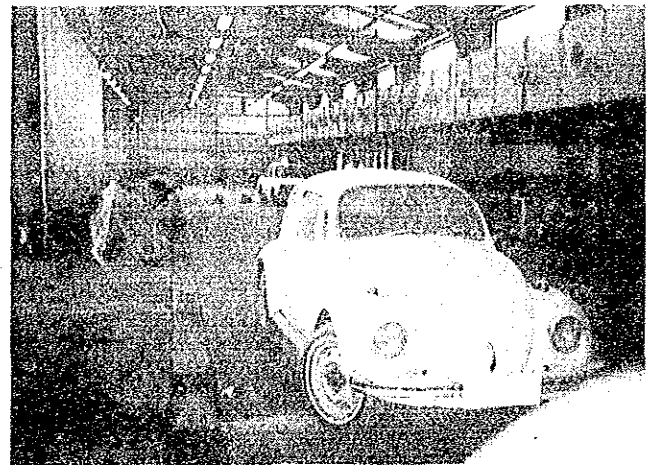
学 生 寮



電 気 コー ス



電 気 コー ス



自 動 車 コー ス

(5) 類似施設調査-7

施設名 モーサル職業訓練センター  
Mosul Vocational Training Center

所属 労働・社会問題省

所在地 Ninawa、Mosul

定員 140人

教師数 40人

実施訓練内容	職種	訓練期間	定員
	電気工事	6 ヶ月	32人
	ラジオ・テレビ修理	7.5	12
	溶接	6	24
	自動車整備	6	12
	自動車電気	4	12
	木工	6	12
	衛生配管	6	12
	冷凍空調	6	12
	旋盤	6	12

定員 140人

入校資格 他の労働省の訓練校と同様、小学校卒業以上で  
年齢15～50歳の者。

入学競争率 2倍

施設 施設はAl・Karkh と全く同じ建物

面積 3,000m<sup>2</sup>

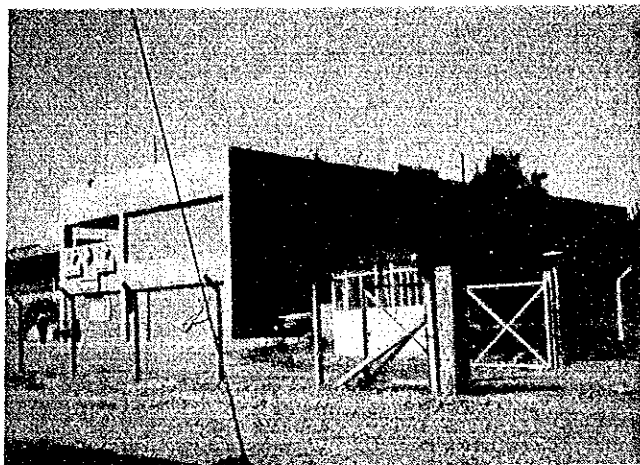
敷地面積 10,000m<sup>2</sup>

受電設備 600kVA

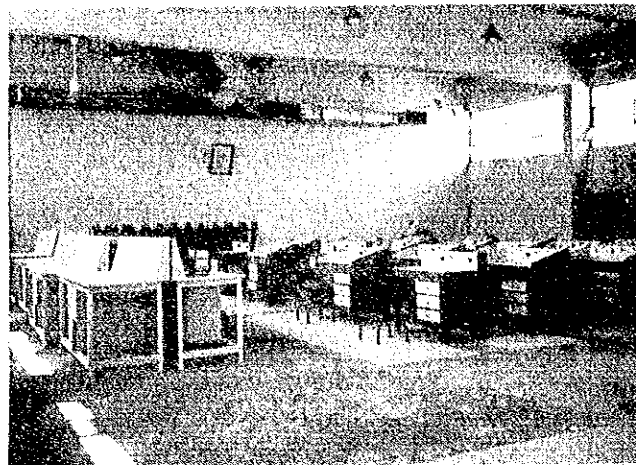
発電機 250kW

受水槽 4t

その他 他の労働・社会問題省立訓練センターと同様



外 観



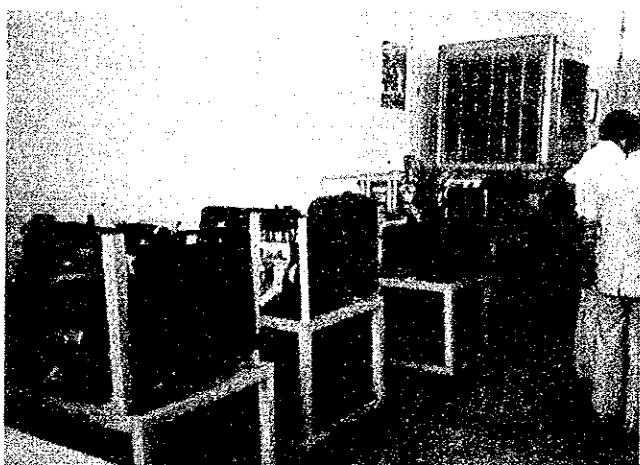
電気コース



電気コース



空調コース

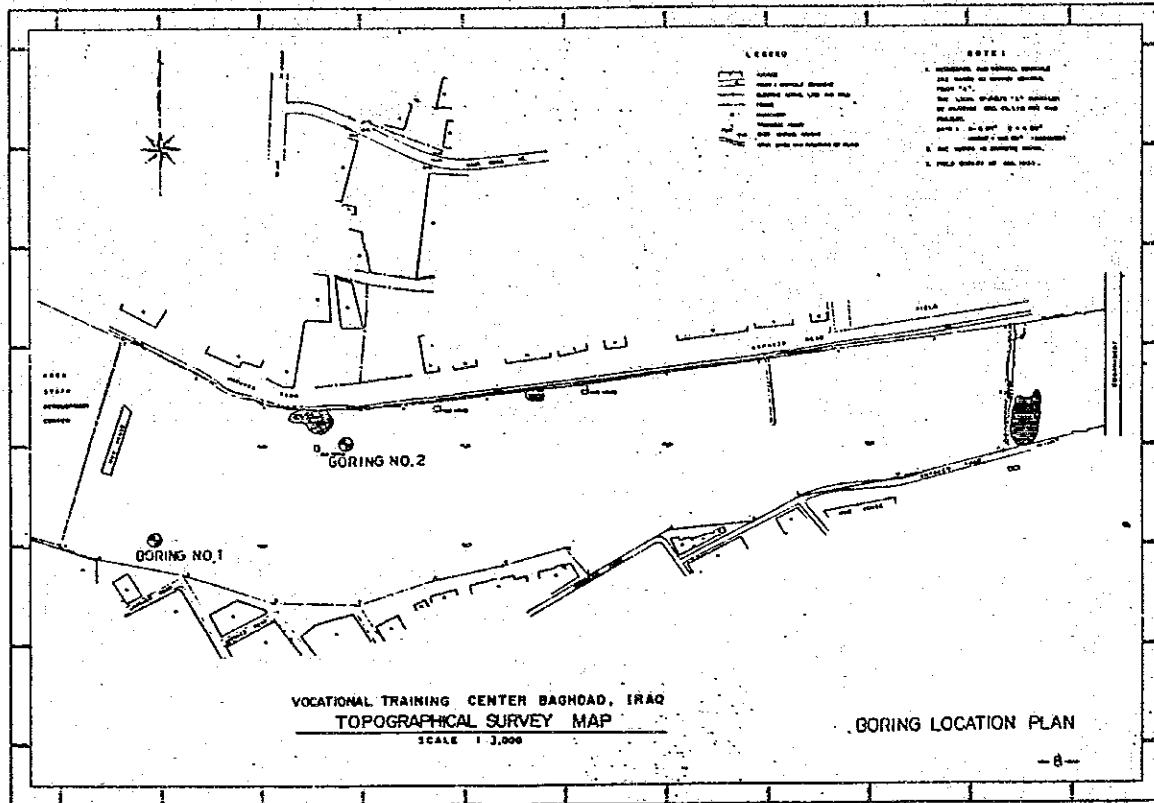


自動車コース

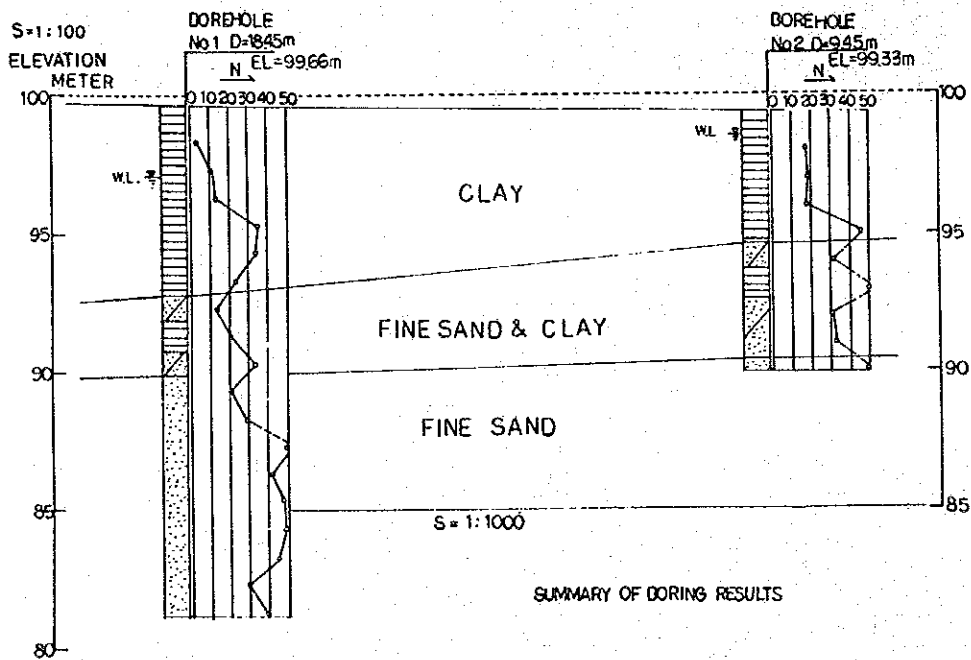


空調コース

(6) 測量ボーリング調査データ-1



バグダッド敷地測量図



バグダッドボーリングデータ-1

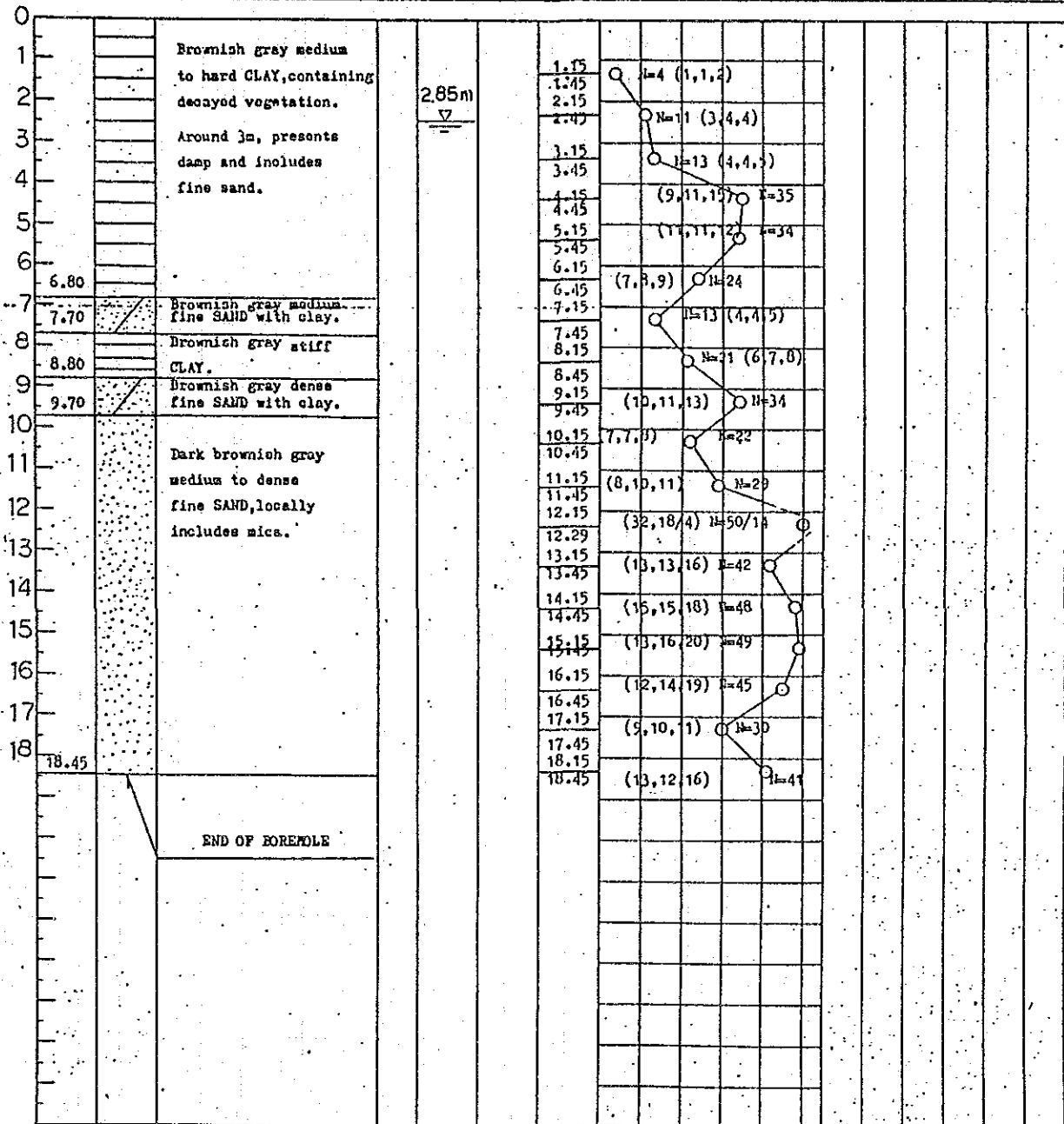
SUBSURFACE EXPLORATION RECORD

BORING NO. 1 SHEET 1 OF 1

JOB NO. \_\_\_\_\_ JOB TITLE VOCATIONAL TRAINING CENTER IN BAGHDAD DATE AUGUST 23-24, 84  
 LOCATION N=7, E=92 SURFACE ELEV. 99.66 DATUM \_\_\_\_\_  
 DRILLING RIG OKY-100 Rotary DRILLER Mitsuo Kishimoto INSPECTOR Katsumi Uno  
 DRIVE SAMPLING S.P.T.: 51mm O.D. Split-barrel sampler, 63.5kg wt hammer, 75cm free drop  
 UNDISTURBED SAMPLING Disturbed sample only

REMARKS :

DEPTH IN METERS (ELEVATION)	GROUP SYMBOL OF SOIL IN U.S.C.S.	DESCRIPTION OF MATERIAL	CASING	DEPTH OF WATER LEVEL	UNDISTURBED SAMPLE DEPTH AND NO.	STANDARD PENETRATION TEST					SUMMARY OF LAB TEST RESULTS					
						DEPTH AND BLOW RECORD	RELATION DIAGRAM BETWEEN NO. OF BLOWS PER 30CM AND DEPTH					W <sub>n</sub> %	W <sub>L</sub> %	L <sub>p</sub> %	G <sub>s</sub>	q <sub>u</sub> kg/cm <sup>2</sup>



BORING NO. 1

# SUBSURFACE EXPLORATION RECORD

BORING NO. 2 SHEET 1 OF 1

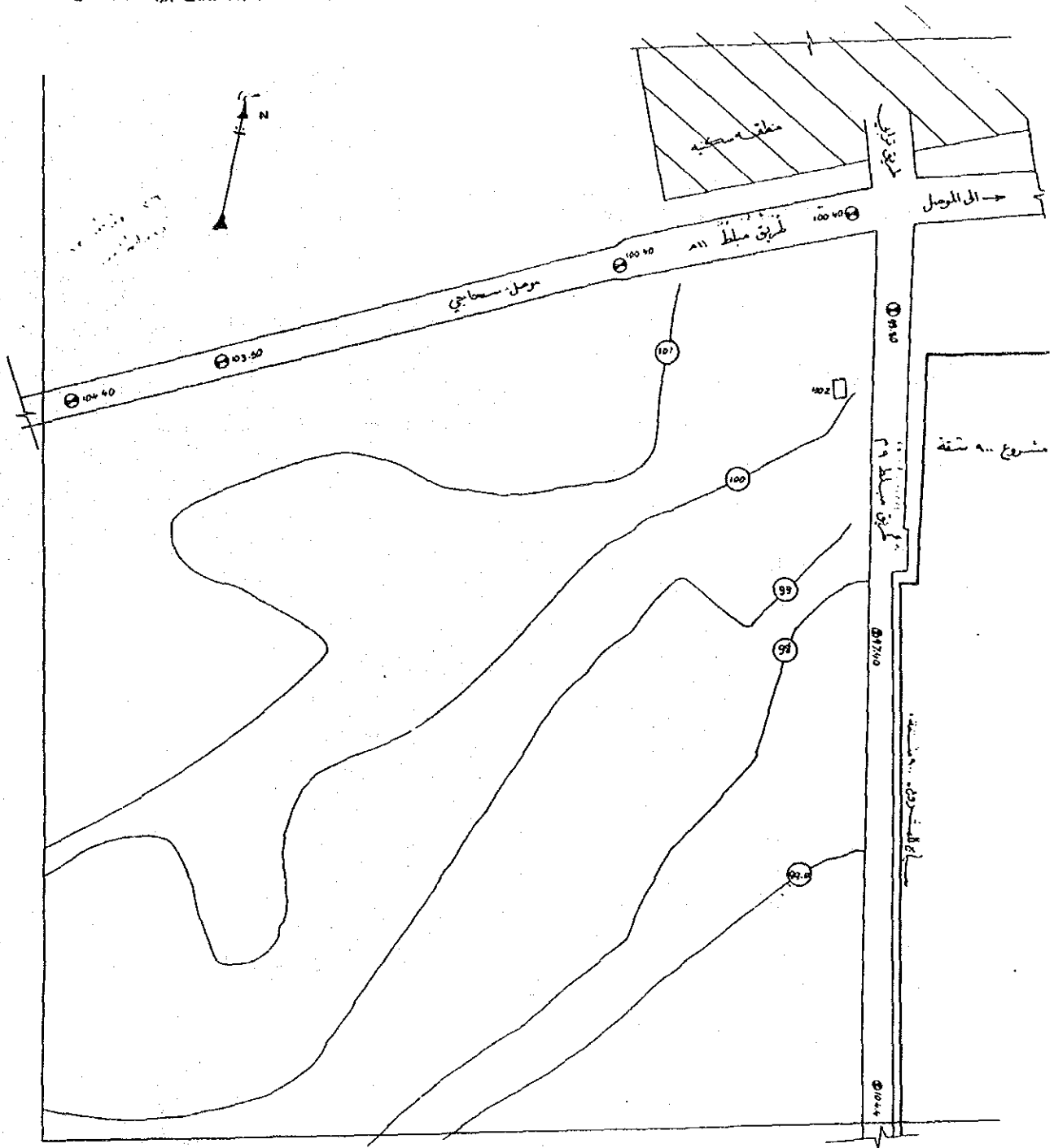
JOB NO. \_\_\_\_\_ JOB TITLE VOCATIONAL TRAINING CENTER IN BAGHDAD DATE AUGUST 22, 84  
 LOCATION N=104, E=282 SURFACE ELEV. 99.33 DATUM \_\_\_\_\_  
 DRILLING RIG OHV - 100 Rotary DRILLER Niroshi Kichimoto INSPECTOR Katsumi Uno  
 DRIVE SAMPLING S.P.T. ; 51mm O.D. Split-barrel sampler, 63.5kg wt hammer, 75cm free drop  
 UNDISTURBED SAMPLING Disturbed sample only

REMARKS :

DEPTH IN METERS (ELEVATION)	GROUP SYMBOL OF SOIL IN U.S.C.S.	DESCRIPTION OF MATERIAL	CASING	DEPTH OF WATER LEVEL	UNDISTURBED SAMPLE DEPTH AND NO.	STANDARD PENETRATION TEST					SUMMARY OF LAB TEST RESULTS					
						DEPTH AND BLOW RECORD	RELATION DIAGRAM BETWEEN NO. OF BLOWS PER 30CM AND DEPTH					W <sub>n</sub>	W <sub>L</sub>	I <sub>p</sub>	G <sub>s</sub>	q <sub>v</sub>
						10	20	30	40	50	%	%	%		kg/cm <sup>2</sup>	kg/cm <sup>2</sup>
0				0.85m												
1		Brownish gray stiff CLAY, containing decayed vegetation.				1.15										
2						1.45										
3						2.15										
4						2.45										
5						3.15										
6						3.45										
7						4.15										
8						4.45										
9						5.15										
10						5.45										
11						6.15										
12						6.37										
13						7.15										
14						7.45										
15						8.15										
16						8.45										
17						9.15										
18						9.39										
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																
41																
42																
43																
44																
45																
46																
47																
48																
49																
50																
51																
52																
53																
54																
55																
56																
57																
58																
59																
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69																
70																
71																
72																
73																
74																
75																
76																
77																
78																
79																
80																
81																
82																
83																
84																
85																
86																
87																
88																
89																
90																
91																
92																
93																
94																
95																
96																
97																
98																
99																
100																

BORING NO. 2

موسل 敷地測量図-1



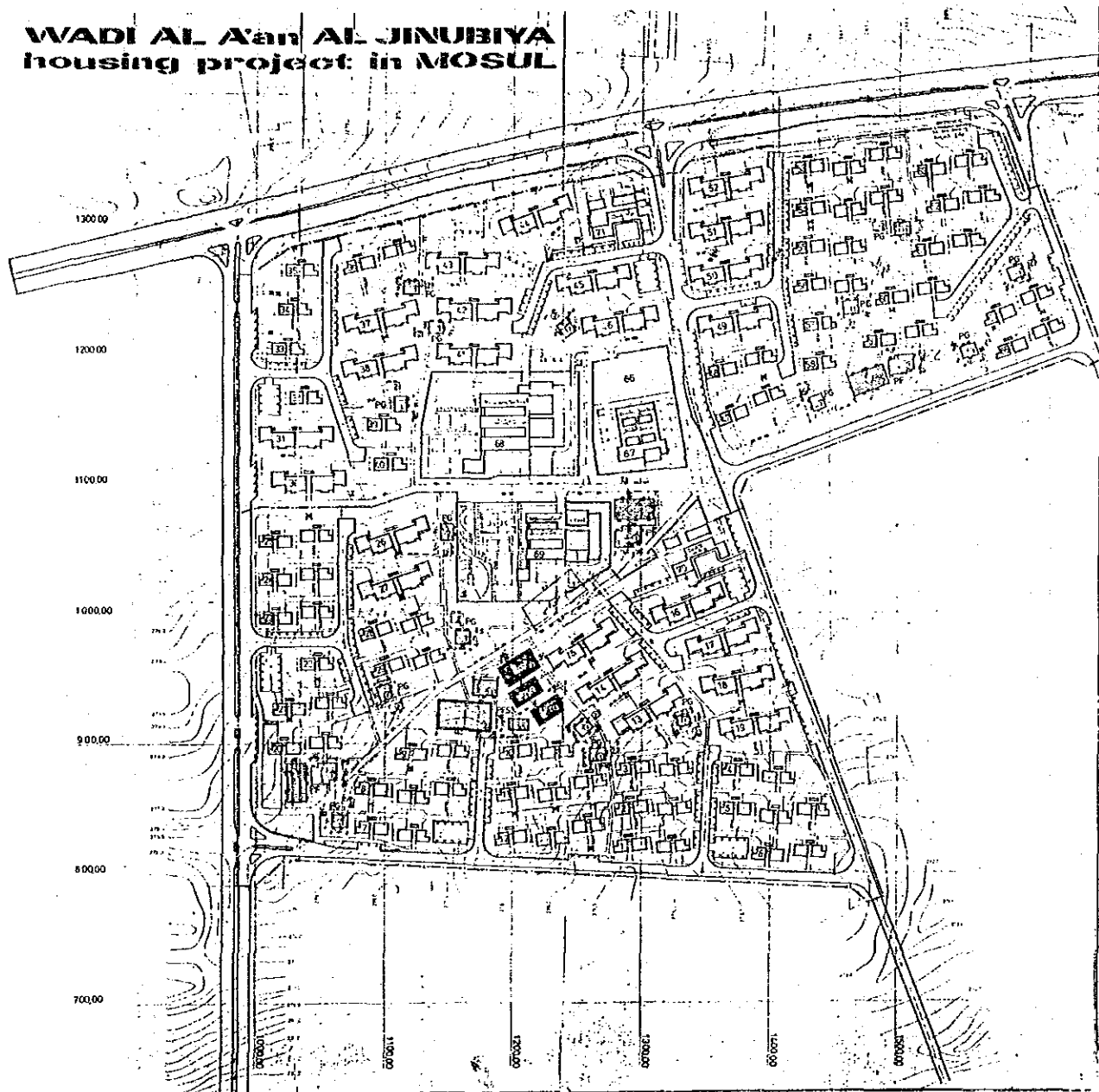
رقم القطع ٢٦  
 تاريخ القياس ١٤  
 مهندس المساحة المهندس

الموقع المقترح لمشروع مركز التدريب المهني

مقياس الرسم ١:٥٠٠

モースル敷地測量図 - 2

隣地のSOHによる団地プロジェクトの配置図

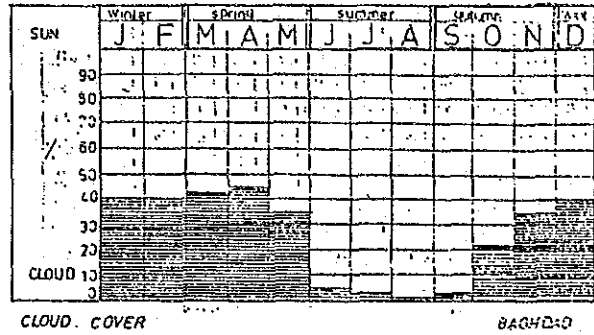




(7) 気象データ

Meteorological Data

曇天日比率

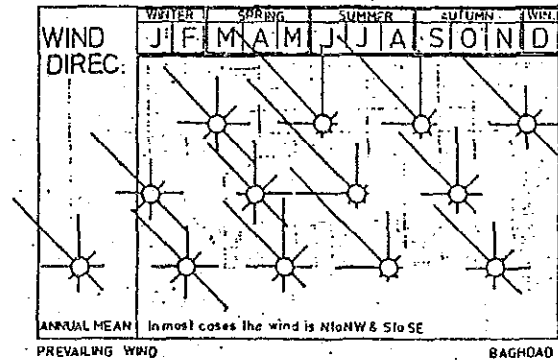


気象状況表

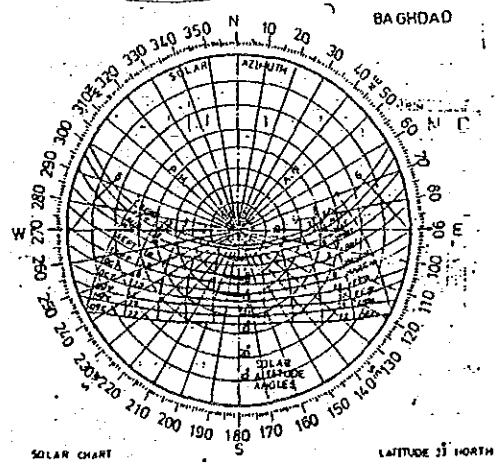
PHENOMENA	WINTER			SPRING			SUMMER			AUTUMN			WIND
	J	F	M	A	M	J	J	A	S	O	N	D	
rain	5.3	5.0	5.7	4.3	1.8	0.0	0.0	0.0	0.1	1.0	4.6	5.6	
snow	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
hail	0.0	0.1	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
thunder	0.8	0.9	1.9	2.5	1.6	0.0	0.0	0.0	0.2	0.8	1.2	0.5	
fog	5.0	1.6	0.9	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	2.1	5.7	
dust storm	1.1	2.0	2.5	2.5	2.5	2.3	2.9	1.7	0.8	1.2	0.9	0.7	
clear	1.4	10.7	8.7	10.1	12.8	29.0	29.2	29.7	26.6	19.4	12.0	10.9	
cloud	3.3	3.3	3.4	3.5	2.6	0.4	0.3	0.2	0.3	1.8	2.8	3.2	

AVERAGE No OF DAYS OF PHENOMENA OCCURANCE BAGHDAD

風向図



日射表



(8) イラク共和国労働、職業訓練公団所属職業訓練センター  
における業務規定（定款）公告〔1982年第2号〕  
〔抄〕

1981年 公団規定No.6、第3条に従い、同公団委員会会議において1981年12月  
22日付けの条例として承認され、ここに発令する。

第1条

1. 労働職業訓練公団は職業訓練センターが各種職業の進歩発展に充分なる効果をあげるため、同センターの権限機能を昇格させる。
2. センターは下記の役務を有す。
  - a. 初心者に対する職業実習訓練完成コースの設定
  - b. 各種プロジェクトに従事する企業の要員の育成コースの設定
  - c. 科学、職業、技術カリキュラムの作成
  - d. 卒業生に対する修了証書の授与

第2条

a. 制度、条件

- (1) 法 規：1970年労働法No.5による
  - (2) 規 定：1981年公団規定No.6による
  - (3) 団 体：労働職業訓練公団
  - (4) 会 議：公団委員会
  - (5) 代 表 者：労働職業訓練公団総裁
  - (6) 所 属：公団職業訓練事務局
  - (7) セ ン タ ー：職業訓練センター
  - (8) 部 長：訓練センター部長
  - (9) 速成訓練コース：本通達第7条によるコース
  - (10) 適性向上コース：本通達第11条によるコース
  - (11) 訓練実習場：訓練用機械設備、工具等を備え、技能訓練に万全な場所
  - (12) 部 門 主 任：技術者で経験深く、所定のカリキュラムに従い作業・理論等  
監督指導能力ある者
  - (13) 職業訓練教師及び：実際の作業教育にあたる者  
トレーナー
  - (14) 訓練生：速成コース、熟成コース、他訓練コースに入学する者
- b. 本通達は公団規定及び労働法、条項により、ここに公告された。

### 第3条

センターと公団訓練事務局の関係より、委員、法規、財務面での適用において、円滑にセンターの活動、責務遂行が可能なる様はかる。(本件労働法条項、公団規定において規定済み。)

### 第4条

- (1) センター委員は技術要員を統轄する、技術要員は熟練者であり、訓練実習場での実習の訓練に当り、理科学系専科卒又は教員課程出身者なること。
- (2) センター管理職は職業訓練センター熟練者たるテクニカル・アシスタントをサポートし、各セクション毎、進歩程度等に付き、訓練を監督する。
- (3) センター内には各部門に教室を設け職業訓練の実行に支障なき様備える。

### 第5条

職業訓練センターは訓練生の訓練に際し、あらかじめ職業訓練事務局が公団の設定した公共方針及び委員会で定めた計画を考慮した上で作成した初級、専門コースの訓練を行う。

### 第6条

センターの委員会は事務局の許可を得て、通常訓練生が訓練活動を通じて禁じられている、官製教材の販売を認められている。(本件、公団を管轄の財務経理規定に順ず。)

### 第7条

- (1) 速成訓練の目的は次のとおり：訓練コースは訓練期間を1年以下に短縮すると共に、職業にすぐ役立つ基礎技術を身につけた訓練生を多数養成する為、(本件事務局承認済)訓練及び勉強方法を最先端方式に刷新すべく、指導方法を開発する。
- (2) 本コースの卒業生には専門職業資格証書を授与される。資格は鉱工業省の『作業修練等級』規定欄に定める第4級技術水準の者で所定の期間のコースを修め、資格にパスした者とする。
- (3) 職業訓練事務局及び訓練生の全てに対し『追加規定No.1-職業訓練事務局を代表する管理職と訓練生又はその身元保証人との間で確認された事項』により除外された項目に関する契約は遺漏なく履行するよう義務づけられている。
- (4) 訓練生は本公告及び追加規定の各事項を完全に遵守する事。
- (5) センター委員会はいかなる事情を問わず訓練コースの始まる一週間内に個々の時間割を設定する事、この期限を越える場合は職業訓練事務局の同意を要す。

## 第8条 (受入条件)

第1項 訓練に先立ち下記条件に適合すべきこと。

- a. 労働局に登録されているもの
- b. イラク人は公団総裁により認可を得たアラブ人なること
- c. 兵役の義務を全うせる者、適齢外の者、免除された者
- d. 公認の機関による然るべき実技テストを受け合格せる事の証明書を保持し、希望する職業の訓練についてゆける能力のあるもの
- e. 年齢15歳以上50歳未満の者
- f. 初級学業証書を有するか又はそれに代るものを有する者、但し、建築、運転の進級コースを除く。又この場合関連の国営のセンターは公営の学校のメンバーである事を条件とする。
- g. 過去に職業訓練事務局所属の訓練センターいずれかにおいて専門課程まで修得卒業したか、または途中退学した事のない者。
- h. 健康診断に合格し、身体能力ある者
- i. 面接及び選考に合格せる者
- j. 訓練コース受講中の社会主義活動隊とそのサークルメンバーにて、本規定の条項(c) (f) (g) の資格あるものは、コース開始より1ヶ月目より、希望あれば訓練意欲向上の為、奨励金として毎月50ディナールを局より支給される。

## 第2項

- (1) 身元保証規定については本規定付録No. 2に定めた通り。保証人は訓練生が受ける速成訓練コースの期間中のいずれかの時期に、訓練生に通知される保証金の支払いをすること及び保証人がコース担当部の職員であり社会主義団体のメンバーなること。
- (2) 保証金の支払額は、保証人の支払能力が然るべき事情の為変化し一度に払えない様な状況になった場合、公団の同意の下に、分納することが認められる。

### 申込書類：

訓練生は下記書類を提出すること：

- a. 戸籍証明書（市民身元証明）。
- b. イラク国籍証明書、アラブ国民、又はアラブ国の協力国として公式に認められる国の旅券。
- c. 学業証明書、或いは学校又はそれに代る証書がないが国家の関連センターのメンバーであることを示す証明書類。
- d. 写真4枚

- e. 社会主義活動隊及びそのサークルのメンバーは学業証明書、或いは労働公官局より初級学業修得の学力ある事を確認する旨書いた確認書、又は国家の関連センターまたはそれに代るところの会員なる旨証明する書類を提出する事。

受付委員会：

- a. 職業訓練センターは訓練申込者の為、受付委員会を設置する。  
b. 委員会は訓練申込者に対し最新の方法で筆記試験を実施する。  
c. 訓練生は何者も訓練コース開始より10日間は実技訓練を認められない。

第9条 (選考及び組分け)

(1) 選考

- a. いずれのコースにおいても毎月定期選考を行うこと。選考は訓練生が受けるべき訓練の基本となる実習課目及び学科課目に対し行われ、いずれの職種についても実作業、視覚両面に於て繰り返し最終選考まで行う。  
b. 科目の教師は教科長の協力の下に実作業、学科の最終選考問題を作成する。これは職業訓練センター管理職の承認を得ると同時に、写しは職業訓練事務局の考査進級課に送られる。教課長は委員会が最終選考を一週間内に組分けが出来る様、選考後一週間以内に、教課目毎の問題の採点を行い組分けを委員会に提出する。  
c. 科目の教師は学科(座学)に関し、テスト月報を記すこと。又、教課長は此等教師が最終選考実施に至るまで便宜をはかること。

(2) 組分け

- a. 適性分野を100項目に亘り考査し、下記の通り分類する：
- |         |     |
|---------|-----|
| 実作業(要員) | 60% |
| 工 科     | 15% |
| 生産事務    | 10% |
| 営業クラス   | 10% |
| 文 科     | 5%  |
- b. 最終選考によるクラス付け評点は全評点の半分の比率とする。  
c. 合格、資格の得点は選考問題全正解満点を最高点とし、以下、資格科目の5割、実技科目の6割の得点を最低限とし、両科目合計の最低平均点を5.5割の得点とする。  
d. 平時選考平均点の者には最終選考の1週間前にコースの通知を行う。  
e. 最終選考の結果は選考終了日より1週間後発表される。

f. 選考評点落第訓練生には戒告が出されると共に下記状態の者には訓練契約上の資格制限を行う。

- (1) 実習科目テストで合格点に達しない者。
- (2) 最低平均点に達しない者。

g. 訓練証書授与資格者

- (1) 最終評点 100～90 点の得点者：秀
- (2) 同上 89～80 点の得点者：優
- (3) 同上 79～70 点の得点者：良
- (4) 同上 69～55 点の得点者：可

h. 上記 f 項で、1、2 に該当する落第生には下記のコースへの進学の資格は与えられない。

## 第 10 条

合格した訓練生は添付（付録 № 3）の見本に示すような念書を提出し、希望の職業分野への確認が行われる。なお公団の決定に反し適職としたことが違っていると見られる場合は特別職業訓練センターで観察し、更に継続的に技術向上のため、技術書等を与え一定期間実習を行ってゆく。

## 第 11 条

### 第 1 勤務

- a. 訓練生が訓練時間に 1 時間遅刻せる場合は警告書が出される。
- b. 訓練生が訓練日数の 3 % 欠席せる場合は非勤勉者として告示される。
- c. 正当な理由なくコースへの出席日数の 6 % を欠席せる者は退学させられる。
- d. コース訓練日数の 6 % を越えて休暇はとれない。もしこれを越えた場合はコース訓練の解除および身元保証の差止めを行う。
- e. 訓練生が不意の病気で休む場合は、特に信用あると認められた医師の診断治療証明を提出すること。
- f. 訓練生は訓練コースの期間中毎月当たり 1 日の特別休暇が与えられる。
- g. 訓練生はコースの間に特別休暇を数日間続けて取ることは認められない。

### 第 2 態度

訓練生は職業訓練センターの施設、資材を大切にし、コースの期間中の身の回りの物品を大切にすること。訓練生が物品を破壊、損傷させるような行為がある場合はその価格に対し償わせるか、契約にもとずき、反省の見られぬ場合は罰則を適用する。

### 第3 違反者に対する罰則

訓練の目的、秩序を守るため、業務規定・規則の違反者に対し下記の如き罰則を取決め、いずれかに該当せる訓練生にはこれを適用し、罰の結果は訓練生全員に掲示板に告示し身元引受人は本人の除名を保留する旨通知する。

- (1) 注意状：手当1日分カットし「態度」の点5点を減点
- (2) 観察扱：手当2日分カットし「態度」の点10点引き
- (3) 告示：手当3日分カットおよび「態度」の点20点引き
- (4) 叱責：手当4日分、「態度」の点30点引き
- (5) 下記の違反条項に抵触する違反者はセンター委員会命令により訓練コースより退学させること。
  - a. 訓練教育担当教員や、訓練生が属する職業訓練センターの職員の指示に従わず勝手な理由で傲慢な態度を示すこと。
  - b. 訓練生が自分の都合で訓練の順序、決まりを破り、センター、公団の規定に従わず気取った行為を為すこと。
  - c. センター内において武器、凶器を携帯し、見がしに顕示したり、武器所有ライセンスの有無に拘らず、隠し持つ事。
  - d. 訓練生が身分を詐称している事が判明したとき。
  - e. 訓練生が犯罪、または軽犯罪の為、投獄の判決を受けたとき。
  - f. 公団、センターに所属する施設、物品に大きな損傷を与え、これが故意による事が判明するとき。
  - g. 最終専攻過程の教課のいずれに於てもごまかし（カンニング）せるとき。
  - h. コースに入って1ヶ月以内に訓練部長が該訓練生に訓練を継続出来る適性に欠けると断じ、且つ身元保証の取消及び本人との職種契約の廃棄が必要と判断した場合。
    - i. センターへの訓練生受け入れが偽契約によるものであった場合。
    - j. 処罰により「態度の点」減点が50点に達したとき。
- (6) 社会主義活動隊メンバーの労働者に対しては本第11条の罰則の項1/2/3/4/5の内「手当カット」の罰を適用する。
- (7) センターの管理職、または違反者への処罰の決定を管理職に提言する者の為上記を規定する。

### 第12条 (奨励金、支給)

- a. 訓練生には手当が小分けに支払われる。これは金曜日、公休日の義務を果す為のものであり、社会主義サークル活動の為のものではない。

- b. 訓練生にはコース期間中作業衣1着が支給され、また訓練に必要な品は十分支給される。またコース研修に上達意欲を起こさしめる為、アリ大臣閣下の名に於て下記の形にて賞が出される。
- (a) 技能コンテスト第1位の進歩ありと見られるもの30ディナール以下の賞金。
  - (b) 技能コンテスト第2位の進歩ありと見られるもの20ディナール以下の賞金。
  - (c) 技能コンテスト第3位の進歩ありと見られるもの10ディナール以下の賞金。

### 第13条 (適性向上コース)

本コースは作業要員として適性向上を目的としたものであり、コースはセンターの訓練部門の受入れ能力に合せ、プログラム、時期を決定する。

#### a. 申込資格

- (1) 申し込み労働者は公団に属する訓練センターのいずれかにおいて速成訓練コースまたは専門の設備のある工場に於て実技を行ったことのある者でコース修了後1年未満であること、または専門設備の工場で2年以上の経験があることを公式に証明する書類を有する物。
- (2) 小学校卒業証明を持っている事、または文字がよめる事及び鮮明な写真及び申込書類提出。
- (3) 本規定第8条の第1の(h/f/f/b/)の項目、及び第2の(f/e/d/c/b/)は社会主義活動隊メンバー以外のものに適用される。

#### b. 勤務

- (1) 労働者はコースの期間を通じ出席時間、秩序、規定及びセンター内の作業基準を忠実に守ること。
- (2) 職業訓練センターは訓練生の作業訓練が最初の1/4のコース期間中に訓練生に進歩が見られないと判断した場合、訓練日の3%を欠席せる場合、理由なく4日間連続欠席せる場合、何時でも訓練を中止することとする。

#### c. 証書

訓練コースの1つを修了せる者には、訓練場所、期間、合格を記載の職業能力証書を与える。

### 第14条

センターは教育職業関連各公団と協力契約、覚書を交わし、情報、知識の交換を行う。また工場内にある他の職業訓練センターとも同様である。



第15条

本規定に定められた内容の遂行につき状況調査が行われる事がある。センター内のこの調査は公団の承認と事務局の要請に依る。

第16条

本規定は1978年制定された規定No. 1及び速成訓練コースの訓練生との特別契約及び彼等の義務事項を見本とした。

第17条

本規定は官報により公示された。

付録

付録 No. 1

付録 No. 2

付録 No. 3

HAMID ALI SAYEED

公 団 委 員 会 総 裁

【付録No. 1】

労働職業訓練公団  
(職業訓練事務局)

労働職業訓練公団内職業訓練事務局付属職業訓練センター訓練生特約

速成訓練コース

19\_\_年\_\_月\_\_日、職業訓練センター部長(以下甲とする)と訓練生(以下乙とする)は下記の通り契約を締結する。

1. 乙は訓練コース、期間(\_\_\_\_)を確認し、且つ訓練時間、及び工場、その他の場所での義務を訓練コース期間中守ることを甲に確認いたします。
2. 乙はコースの試験に通ることを義務づけられている。
3. 訓練生には訓練手当として法に定められた最低給以上のものが与えられる。
4. 乙がコースを合格修了せる時は、職業修得と、技術者として、また鉱工業省により1979年定められた訓練期間、資格、および試験成績優秀にして作業手順管理者、熟練者を示す証明書が、修了1ヶ月以内に交付される。
5. センター部長は、下記状況に於て、センター内規則に照らし違反者への処罰として乙のセンターよりの放逐を決定する権限を有す。
  - a. 訓練教育担当教員や乙が属するセンターの職員の指示に乙が従わず勝手な理由で傲慢な態度をとること。
  - b. 乙が自分の都合で訓練の順序、決まりを破り、公団の規定に従わず気怠な行為をすること。
  - c. センター内に於て武器、凶器を携帯し、見よがしに顕示したり、武器ライセンスの有無に拘らず隠し持つこと。
  - d. 乙が身分を詐称していることが判明した時。
  - e. 乙が犯罪または不名誉な行為をしたと判断された時。
  - f. 乙が故意に公団、クラスの施設、物品に大きな損傷を与えたことが判明せるとき。
  - g. 最終専攻過程の教課のいずれかにおいてカンニングした時。
  - h. センターへの訓練生受入が偽契約によるものであった時。
  - i. 乙の欠席日数がコースの訓練日数合計の6%に達した時。
  - j. 成績劣等なること。
6. 本契約以降、センターが公団の権限を全面的に移管された代権者であり担当部門となる。

7. 乙の所属するセンターが本契約に従い以後、訓練担当センターとして教課を監督する。
8. 乙はコースの期間中月当たり1日の特別休暇をとる権利がある。この休暇日には甲によりさだめられた規定に従い所定の手当が支給され、休日を楽しめるよう配慮されている。
9. 乙は所定の訓練手当を病欠中も受けることが出来る。但しこの病欠はコースの作業日数の6%を超えて受けることはできない。
10. 上記取決めに拘らず乙が病欠日数限度に達した場合、それ以上の追加は認められない。もしその場合は訓練契約の破棄及び身元保証の取消とする。
11. 乙が訓練のコース開始より1ヶ月以内に、甲の定めたコースについて行けないことが明白となった場合、契約は破棄される。但しこの場合支給済みの手当の返還は必要がない。
12. 乙は戒告を受け定められた期間は、手当を受ける事は出来ない。
13. 乙は本規定第5条により乙に科せられたコース内容につき通知を受けた日より7日以内に異議を唱える権利を保有し、これに対する決定は職業訓練事務局部長の裁断に依る。

乙が本契約に記入する住所は定住所なること、及び甲に連絡なく勝手に変更することのない事。

甲  
職業訓練センター部長  
於：

乙  
訓練生  
名前（名／回教名／家名）

住所

【付録No. 2】

身元保証

下記の通り、私 \_\_\_\_\_ はこの訓練生 \_\_\_\_\_ の身元引受人となり、労働職業訓練公団付属の職業訓練センターに（金額 \_\_\_\_\_ ）ディナールを無条件に即時支払うとともに訓練期間中訓練生がセンターとの契約のいずれの項目にも違背せぬことを保証いたします。

身元引受人名：

勤務先：

居住地：

勤務先証明：

勤務先スポンサー：

【付録 No. 3】

訓練生念書見本

慈悲深き神の御名に於て  
イラク共和国

労働社会問題省  
労働職業訓練公団  
(職業訓練事務局)

分類番号：

日付：

\_\_\_\_\_ 殿

訓練生念書

下記の件、貴方に確認申し上げます。

本事務局管下の職業訓練センターの \_\_\_\_\_ に入り、 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日より

\_\_\_\_\_ ヶ月間行われる職業 \_\_\_\_\_ クラスのコースを修得すること。

並びに下記の技能の修得に努め、完了すること。

1 -

2 -

3 -

4 -

5 -

6 -

7 -

8 -

9 -

10 -





JICA